

枚方市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年4月28日

枚 方 市

監 査 委 員	勝 山 武 彦
監 査 委 員	大 西 正 人
監 査 委 員	大 森 由 紀 子
監 査 委 員	鷺 見 信 文

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市長 竹 内 脩

平成26年3月28日付け市民第400号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

平成26年3月28日

3. 監査の結果に関する報告

平成25年3月29日付け枚監査第221号

「定期監査の結果について」

4. 講じた措置の内容①

(1) 対象部局名及び指摘事項

《市民課・津田支所・香里ヶ丘支所・北部支所》

○証明発行業務及び各種収入金・手数料の管理について

一日の收受金額とレジの売上データとの過不足は、現金收受を伴う窓口業務に共通して起こり得る問題であるが、今回の市民課及び各支所の監査において、收受金額が不足した際の補填方法に不適正な処理を確認した。

今後は、これまで以上に予防的な統制に取り組み、あわせて誤差の発生時には適正な処理を行うよう指摘する。

(2) 措置内容

市民課、津田支所、香里ヶ丘支所、北部支所における手数料等の精算処理に関し統一的な取扱いを定めることにより、公金等の紛失、盗難等を未然に防止し、公金等の安全かつ適正な会計処理と管理を図ることを目的に「手数料等の精算におけるレジ違算金の取扱い規程（内規）」を定めるとともに、手数料等の收受の際や公金の取り扱いについて定期的に職員へ周知する。

5. 講じた措置の内容②

(1) 対象部局名及び要望事項

《市民課・津田支所・香里ヶ丘支所・北部支所》

○備品の管理について

物品管理規則に基づく年度末現在高の確認作業にあたり、一部の部署

において、現物確認を行っておらず、実際の残高との不一致が見られた。今後は、適正に現物確認及び記録を行い、現在高の把握を行うよう要望する。

## (2) 措置内容

財務会計システムにより登録管理している備品一覧の残高と現物との突合確認を行った。残高と不一致であった備品について、廃棄済みであった穿孔機と他課へ譲渡した無線 LAN カードを、各々、廃棄と管理換の申請を行った。

劣化が激しく読み取りが出来ない備品シールについては、備品番号等必要事項を記載したシールを作成して貼り替えを行い、備品一覧と一致させた。これらの取り組みにより、現物との突合を確実に行えるようになったため、今後は適正に現物確認及び記録を行い、現在高の把握を行っていく。